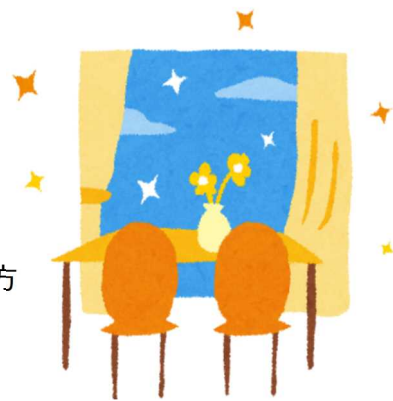


結婚新生活に必要な住居費を補助します！

彦根市結婚新生活支援補助金



彦根市では定住人口の増加を図るため、結婚に伴い彦根市で住宅を取得された方に対し、住居費を補助します。

◆ 補助金の概要

1 補助対象世帯 次の1から9までの要件をすべて満たしている必要があります。

1. 令和7年1月1日から令和8年2月28日の間において婚姻の届出が受理されていること
2. 婚姻の届出の受理日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること
3. 交付申請時点における夫婦の住所が、新住宅の住所と同一であること
4. 本市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住でないこと
5. 夫婦の双方が補助金の交付を受けた日から4年を超えて彦根市に居住する意思があること
6. 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること
※貸与型奨学金の返済がある場合は、夫婦の所得を合算した金額から年間返済額を控除した額が500万円未満であること
7. 夫婦の双方が本市における市税および国民健康保険料を滞納していないこと
8. 夫婦の双方が彦根市暴力団排除条例(平成23年彦根市条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと
9. 夫婦の双方が、本市、国もしくは他の地方公共団体におけるこの要綱と同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがないこと

2 補助対象経費 令和7年4月1日から令和8年2月28日の間に支払った以下の費用

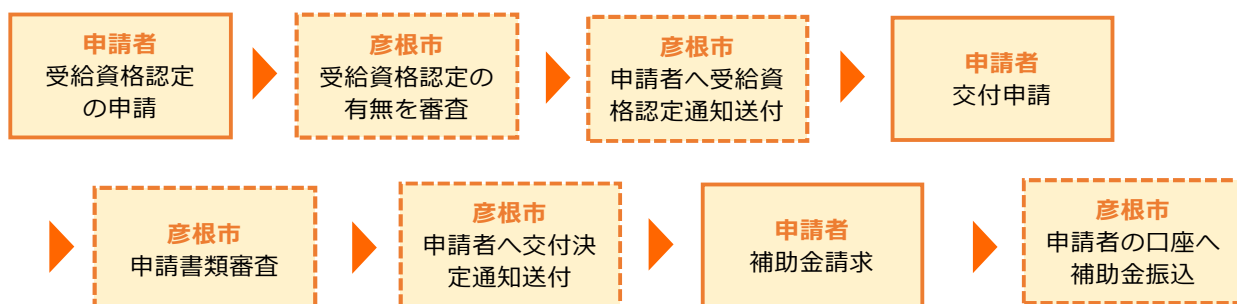
- ・住居費（物件の購入に係る費用）

※ローンの返済を含みます。

3 補助限度額

30万円

4 申請の流れ

 (申請者 市)

◆ 補助金の申請方法

1 受給資格認定申請

彦根市結婚新生活支援補助金受給資格認定申請書に次の 1 から 3 までの書類を添えて、提出してください。

提出期限：令和 8 年 2 月 28 日必着

	必要書類	備考
1	婚姻届受理証明書または 婚姻後の戸籍謄本もしくは戸籍抄本	
2	新婚世帯の直近の所得証明書の写し	転入転出の関係で取得できる自治体が変わります。
3	貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し	夫婦の合計所得が 500 万円以上で、かつ、夫婦に貸与型奨学金を返済している者がいる場合に限りま す。年間返済額の期間については、所得証明書の期 間と同一期間です。

※認定の有効期間は資格の認定をされた日から令和 9 年 2 月末日までです。
※ただし、予算の範囲内とします。

2 交付申請

彦根市結婚新生活支援補助金交付申請書に次の 1 から 4 までの書類を添えて、提出してください。

提出期限：令和 8 年 2 月 28 日必着

	必要書類	備考
1	新住宅に係る建物の登記記録の全部事項証明書	
2	建築基準法に基づく検査済証の写し	新築工事の場合に限りま す。
3	工事請負契約書、売買契約書等の写し	
4	補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類 (領収書等)の写し	住宅を現金一括で購入された場合に限り ます。
5	借入金に係る契約書、借入金返済計画書および領収書その他 の借入金の返済の支払いを確認することのできる書類の写 し	金融機関等から住宅ローンを借りて購入 した場合に限りま す。
6	補助金の振込先口座の通帳の写しまたはこれに準ずるもの	
7	結婚新生活支援事業に関するアンケート	

※交付申請は受給資格認定の有効期間内において 1 回限りです。

【お問い合わせ・書類提出先】

滋賀県彦根市 企画振興部 企画課（本庁舎 4 階）〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号

TEL：0749-30-6101 FAX：0749-22-1398 E-Mail：kikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

窓口受付時間：平日 9 時 00 分から 16 時 45 分まで

HP：<https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kikakushinko/3/6/kekonnshienn/22089.html>

